

母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新(案)	旧
<p>母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象) 3</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子ども心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>才 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業 カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</p> <p>(交付額の算定方法) 4</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象) 3</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子ども心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業 ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業 ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業 カ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業</p> <p>(交付額の算定方法) 4</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

旧	新(案)
<p>(4) 3の(4)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業</p> <p>ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(カの事業についてはアにより選定された額)を交付額とする。</p> <p>(5) 3の(4)のうち、オ(2)の②の事業</p> <p>ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)</p> <p>6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、次の各号に掲げる区分による徴収基準額表に定められた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。</p> <p>一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1</p> <p>二 平成20年7月1日以降 別表1-2</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表2の徴収基準額表に定められた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。</p> <p>一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表2</p> <p>二 平成20年7月1日以降 別表2-2</p>	<p>(4) 3の(4)の事業</p> <p>ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(オの事業についてはアにより選定された額)を交付額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)</p> <p>6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表1の徴収基準額表に定められた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表2の徴収基準額表に定められた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。</p>

新(案)	旧
<p>8 (1)～(9) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>8 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件のほか(1)から(4)及び(6)、(7)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(4)、(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 間接補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>イ 間接補助事業者が地方公共団体の場合においては、この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度終了後5年間保管しておくなければならない。</p> <p>ウ 間接補助事業者が地方公共団体以外の場合においては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p>

新(案)	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>9～15 (略)</p>	<p>(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>9～15 (略)</p>